

監査法人の直近の監査の結果について

独立行政法人通則法第38条第2項に規定する、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表及び決算報告書に関する監査法人の意見には、特に問題となる記載はありませんでした。